

令和二年二月十日受領
答弁第二七号

内閣衆質二〇一第二七号

令和二年二月十日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 大島 理 森 殿

衆議院議員初鹿明博君提出日本語能力試験の認定書の偽造に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員初鹿明博君提出日本語能力試験の認定書の偽造に関する質問に対する答弁書

一及び四について

お尋ねのような形での統計をとっておらず、お答えすることは困難である。

二及び三について

在留資格認定証明書等に係る審査において、地方出入国在留管理局に提出された日本語能力の試験結果を証明する書類（以下「証明書類」という。）に疑義がある場合には、必要に応じて同局から当該証明書類を発行した試験実施団体に照会して真偽を確認するなどして厳格な審査を実施しており、証明書類の偽造が確認された場合には、当該証明書類を提出した者に対して在留資格を付与していないところである。また、捜査当局においては、証明書類に関して刑罰法令に触れる行為があると認める場合には、取締りを行うなどしており、今後とも、適切に対応してまいりたい。

五について

お尋ねについては、各国の関係機関との間で、必要に応じ、再発防止を含め、御指摘の「日本語能力試験」の適正な実施のための協力を行っていく考えである。